

## 別紙 1 入札価格の算定方法

大学が事業期間を通じて選定事業者に対して支払う対価の総額は、建設に係る対価（以下「割賦料」という。）及び維持管理業務に係る対価（以下「委託料」という。）から構成される。

### ア 割賦料の算定方法

割賦料は、入札参加者が提案する初期投資費用を元本の金額（以下「割賦元本」という。）とし、入札参加者が提案する固定金利及び返済期間 14 年間の元利均等返済の方式によって算出される金利（以下「割賦手数料」という。）を合わせた元利償還金額とする。割賦手数料は、施設の引渡日以降発生するものとする。

割賦元本には、V E 提案による設計変更費、直接工事費、共通費、工事監理費、各種調査・対策費、各種手続・申請費、大学への所有権移転に伴う費用、選定事業者の開業に伴う諸費用、建中金利、ファイナンス組成費、保険料、及びその他の費用を含むものとする。

割賦手数料は、基準金利と入札参加者が提案するスプレッドの合計とし、基準金利は、午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T.S）としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 カ月 L I B O R ベース 10 年物（円 / 円）金利スワップレートとする。入札価格における基準金利は、平成 15 年 2 月 28 日の基準金利とすること。

### イ 委託料の算定方法

委託料には、維持管理業務に係る人件費、物件費、事業者の負担する消耗品費、事業期間中の建築・設備の修繕・更新費、特別目的会社の利益及び運営費（人件費、一般管理費、事務費、法人税、その他事業を実施するために特別目的会社が必要とする費用を含む。）公租公課、保険料、及びその他の費用等を含むものとする。